

環境基本計画策定（中間見直し）及び年次報告書作成支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル

【質問に対する回答】

○質問書受付期限：令和8年5月18日（月）まで

質問者	質問者（略）	No.	実施要領分類	質問	回答
	A社	1	3 参加資格	実施要領第3条(8)「静岡県内に本社、本店または主たる支店、営業所を有していること」となっております。「主たる営業所」としての定義を教えてください。	本要件は、事業者が県内において継続的かつ実質的に事業活動を行っていることを確認するためのものです。 「主たる営業所」の定義としては、法人の営業所の中に設備等が配置され、従業員が常駐して実質的な営業活動を行っている場所であることと定義します。